

## 在外選挙を行うには登録が必要です

本年夏には参議院通常選挙が予定されておりますが、在外選挙において投票するためには、事前に在外選挙人名簿へ登録する必要があります。登録にあたっては、日本国内の市区町村役場に転出届を提出済みで、かつ居住地を管轄する在外公館の管轄区域内に継続して3か月以上住んでいることが前提となります（登録の申請自体は、住所を定めていれば3か月に満たなくても行うことができます）。登録には2～3か月かかることがありますので、管轄の在外公館においてお早めの登録申請をお願いします。登録条件やお手続き等の詳細については、お近くの在外公館までお問い合わせください。

なお、当館での在外公館投票は、通常、公示日の翌日から日本国内の投票日の7日前までの期間で実施されます。日本国内の投票日と同日ではありませんのでご注意ください。選挙が近くなりましたら、当館ホームページ等にてご確認をお願いします。

ご参考（外務省ホームページ）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>